

# 前橋市教育委員会(前橋市青少年支援センター) 教育支援教室「あすなろ」



- 開設 平成18年4月1日  
□代表者職氏名 前橋市青少年支援センター所長 安藤 尚  
□所在地 〒371-0114 前橋市富士見町田島866番地1  
前橋市富士見公民館内  
□電話・FAX (027) 288-5500 / (027) 288-7401

## 1 運営の目的

- 前橋市内に在住する不登校児童生徒の集団生活への適応を促し、児童生徒の将来の社会的自立を目指し、学校生活への復帰を援助する。
- 教育支援教室は、前橋市青少年支援センターにおける教育相談事業の一環として教育相談・教科指導・集団生活への適応指導を組織的、計画的に行う。
- 教育支援教室は、別に設置する「前橋市不登校問題等対策委員会」を研究協力組織として位置づけ、実践的研究の推進を図る。

## (3) 日時程

| 時間          | 主な活動内容                |
|-------------|-----------------------|
| 9:00～ 9:15  | 職員打合せ                 |
| 9:15～ 9:25  | 出席確認・あいさつ・連絡          |
| 9:30～12:00  | 学習                    |
| 12:00～13:00 | 昼食・休憩                 |
| 13:00～14:45 | 学習・グループ活動(運動・作業・ゲーム等) |
| 14:45～14:50 | 放課                    |
| 14:50～15:00 | 職員打合せ・整理              |

## 2 令和4年度の職員の構成・分担

| 職員            | 業務内容                      |
|---------------|---------------------------|
| 教育相談指導員<br>3名 | 渉外・教育相談・教科指導<br>生活指導・課外活動 |

## 3 入室対象及び受け入れ状況

### (1) 入室対象

前橋市内の小中学校に在籍し、学校に行きにくくなったり、行きたくても行けずに困ったりしている児童生徒で、本人及び保護者が入室を希望し、通室が適切であると認められた者。

### (2) 受け入れ状況(令和3年度)

小学生2名 中学生8名 合計10名

## 4 開設状況

### (1) 開設日時

学校の休業日を除く月曜日～金曜日  
9:15～14:45(児童生徒の入室時間)

### (2) 開設期間(令和4年度)

1学期 4月7日～ 7月20日  
2学期 8月29日～12月23日  
3学期 1月10日～ 3月13日(中3)  
3月23日(小6)  
3月24日(在校生)

## (4) 主な行事予定(令和4年度)

|     | 月                | 行事  |
|-----|------------------|---|
| 1学期 | 4月               | 1学期始業式<br>環境整備                                    |
|     | 7月<br>随時         | 1学期終業式<br>在籍校との情報交換<br>保護者との面談                    |
| 2学期 | 8月               | 2学期始業式  |
|     | 10月              | 屋外体験学習  |
|     | 11月<br>12月<br>随時 | 進路説明会<br>職業体験学習<br>2学期終業式<br>在籍校との情報交換<br>保護者との面談 |
| 3学期 | 1月               | 3学期始業式<br>体験活動                                    |
|     | 2月               | 体験活動  |
|     | 3月<br>随時         | 卒業式・修了式<br>在籍校との情報交換<br>保護者との面談                   |

## 5 入室・退室の進め方

### (1) 入室の手続き

- ①入室を希望する児童生徒の保護者は、在籍校の校長に申し出る。
- ②在籍校の校長は、依頼書及び調査書を添えて、青少年支援センター所長に申し出る。
- ③青少年支援センター所長は、申し出があったとき、所内会議（所長・「あすなろ」・担当指導主事等）により入室を検討する。
- ④青少年支援センター所長は、入室を認めるとき、その旨を在籍校の校長に連絡する。
- ⑤在籍校の校長は、入室が許可されたことを入室希望の児童生徒保護者に連絡する。

### (2) 退室の手続き

- 特になし。
- 学校復帰の状態が、断続的または、相談室や保健室登校で、不安定な場合も考えられるので、再登校が果たせてもしばらくは、「あすなろ」または他の教育支援教室の再通室の窓口を開けておく。

## 6 学校、家庭及び関係機関との連携

### (1) 学校との連携

- 毎月末に、出席状況及び生活状況を文書で報告する。
- 学級担任、学年主任、管理職との情報交換等により連携を密にする。
- 必要に応じて、校内テストの実施にも配慮する。
- 特に再登校の兆しが見えてきた場合は、学級担任等と十分に連絡をとり、スムーズな再登校に結びつける。
- 学校訪問を適宜行う。

### (2) 家庭との連携

- 保護者会・三者面談等を定期的に行き、家庭との連携に努める。
- 随時、保護者面接・電話相談を行う。
- 毎月、通信等を発行する。

### (3) 関連機関との連携

不登校の問題には、様々な要因が考えられるので、それぞれのケースについて、必要に応じて関係機関との連携を図り、情報交換を密にして問題の解決に努める。

《主な関係機関》

- ・教育支援教室「にじの家」「かがやき」
- ・中央児童相談所
- ・群馬県総合教育センター 等

## 7 特色ある活動

- 常に、児童生徒の考えや悩みに気を配り、学校との連携を必要とするときは、迅速に連絡をとる。
- 保護者会を開催し、相互に支え合う関係づくりの構築を図る。

## 8 交流活動

- 市内3ヶ所の教育支援教室（にじの家、かがやき、あすなろ）合同で、新型コロナウイルス感染防止を考慮しながら、進路説明会や屋外体験学習などを実施したり、保護者間の交流会を開催したりする。